



# 東葛支部だより

令和7年1月号  
第140号(冬季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://tokatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：岩本章子 大鐘真吾 半田直子 岡本鷹幸

## 東葛支部支部長挨拶

伊佐 智



謹んで新年のご祝詞を申し上げます。千葉県行政書士会東葛支部の皆様におかれましては、平素より事業推進に対し、あたたかいご指導とご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年2月22日に法律が公布されて以来、法改正を重ね、時代とともに進化を続けて参りました。令和元年に法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」という文言が明記されたことは記憶に新しい出来事です。

行政書士が書類作成の法律専門職として生き残っていくためには、加速するデジタル社会や、2040年問題にも対応できるよう、法改正により進化し続ける必要がございます。そのためには政治連盟等の活動が重要ですが、私たち一人ひとりの心がけにより、行政書士制度に対する社会的評価と信頼を高めていくことも大切です。会員の皆様には、引き続き、職務基本規則の遵守をお願いいたします。

本年も質の高い支部事業を提供し続けるよう努力して参りますので、先生方の一層のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

※令和6年4月に行政書士職務基本規則が施行されました。

<https://www.gyosei.or.jp/about/organization/law>

## ■令和7年新年賀詞交歓会

本年も、新年賀詞交歓会を開催いたします。新年賀詞交歓会は、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市の首長並びに東葛地区の友誼団体代表をお招きして相互協力関係を深めるとともに、会員相互の交流の場として開催しております。皆様のご出席を心よりお待ちしております。

日時： 令和7年1月18日(土)

午後4時～午後5時30分

場所： ザ・クレストホテル柏 3階 オークルーム

会費： 3,000円

※参加のお申込は12月20日で終了しております。

(総務部長 大澤 康人)

## ■スキルマーケットの利用について (注意喚起)

自分の技術や知識を生かしたサービスを売買できるウェブサイトやサービス(所謂スキルマーケット)を利用する場合、次の点にご注意ください。

1. 事件簿には、依頼者の本名を記載しなければなりませんので、匿名やニックネーム等による受任はできません。
2. 行政書士職務基本規則第15条(不当誘致行為の禁止)、その他の法律等に抵触することのないようご注意ください。

## ■千葉県特定金属取扱業に関する条例 (令和7年1月1日施行)

千葉県において、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例(特金条例)が、令和6年7月19日に公布され、令和7年1月1日に施行されます。

千葉県に営業所がなくても、千葉県内で条例に規定された特定金属類(電線、グレーチング、マンホールの蓋等(古物営業法に規定する古物を除く。))を売買等する場合には、事業者ごとに千葉県公安委員会の許可が必要です。(既存業者も許可の取得は必要で、令和7年6月30日までの経過措置期間を設けています。)詳細は、千葉県警察ホームページをご覧ください。

[https://www.police.pref.chiba.jp/fuhoka/window\\_kinzoku-jor-ei.html](https://www.police.pref.chiba.jp/fuhoka/window_kinzoku-jor-ei.html)

## ■丁種封印業務指定研修の実施

昨年の全国一斉調査により封印制度における不適切事案が多く報告されました。国土交通省から「自動車登録業務に十分精通」のレベル統一を日行連が求められたことにより、制度発足から各単位会主導で進めてきた丁種について、今後は日行連が主導することとなり、この度「丁種封印における基本事

項」が示されました。これに基づき、本年度より本会においても毎年指定研修を実施し、丁種会員への受講が義務づけられました。研修を受講せず又は「効果測定」に合格しない会員につきましては、受講し効果測定に合格するまでの間の再委託を停止する(根拠規定:千葉県行政書士会運輸交通業務部丁種封印取扱い規程第8条第1項第5号)こととなります。

## 行政書士制度広報月間

### ■官公署訪問

令和6年10月第1週の1日から4日にかけて延べ37名の支部会員で各地区市長はじめ29ヶ所(67部署)を訪問し、広報月間の趣旨説明、ポスターの掲示依頼、本会リーフレット、付箋等を配布し、日頃の行政書士制度へのご理解に対する御礼と、引き続きのご協力をお願いしました。



【我孫子市役所】



【柏市役所】



【野田市役所】



【流山市役所】



【松戸市役所】

訪問地区：松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市

各市長・市役所

各地区警察署

千葉県法務局(松戸支局 / 柏支局)

公証役場(松戸 / 柏)

各地区商工会議所

県税事務所(松戸 / 柏)

社会福祉協議会(松戸 / 流山)

東葛飾土木事務所

宅建協会



日本政策金融公庫

野田自動車検査登録事務所 等

### ■街頭無料相談会場

今年度も、市民向け無料相談会を例年通り、松戸まつり会場と柏駅前で開催しました。

相談会場となった10月5日(土)6日(日)の松戸まつりは昨年度に続き子供たちをメインにする催しということで、相談コーナーの隣に子供向けのくじ引きコーナーを設けました。2日間を通しての開催となりましたが、初日は雨模様にも拘わらず両日ともに大盛況で、子供達の行列も絶えず、保護者市民の方々にはリーフレット等を配布し、行政書士制度についてご案内し、行政書士の認知度向上に努めました。また、相談者も多く来場し、2日間で27名の支部会員にご協力いただき、松戸での相談件数は46件でした。



10月19日(土)の柏会場は朝から汗ばむほどの快晴で、衆院選街宣運動とも重なり駅前には多くの人で賑わっており、相談者対応と共にポケットティッシュ等を配りながら、行政書士制度についてアピールしました。

予約なしの飛び込み相談も多く、相談者が途切れない状態でした。柏会場では22名の支部会員に協力いただき26件のご相談に対応しました。

両会場ともに、開会早々から相談者が多数来場し、3日間全体で相談件数72件、相談内容は計83項目のうち相続・遺言についての相談が90%と大半でした。

今年度広報月間活動を支部会員皆さまのご協力を得て無事に終了出来ましたこと厚く御礼申し上げます。

(市民相談部 佐藤 直子)

## 研修会の報告・予定

令和6年11月2日(土)、第2回支部研修を相続業務研究会との共催により開催しました。今回は聖徳大学教授でもありながら、株式会社加藤組の代表取締役をも務められるお墓プランナーの長江曜子先生をお招きしてご講義いただきました。現代社会における問題点や今後の予測をご提示いただきながら

トレンドの提示、意外と知られていないお墓の本質というなかなか実務を行っていても得ることの難しい知識や情報を示していただき、貴重な学びの時間となりました。土曜日開催ということもあり、オンライン参加15名を含め、53名もの皆様にご参加いただき、またたくさんの質問が挙がった有意義な研修を行うことができました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



令和6年度も残り3か月となりますがまだ、研修予定がございますので皆様ぜひご参加いただけますよう、よろしく願いたします。

令和7年1月24日 第3回法人業務研究会

法人事務所と個人事務所、事務所運営と営業

令和7年2月23日 第3回運輸業務研究会

研究内容未定

令和7年3月 1日 第4回支部研修

民事信託に関して

(研修部長 西中 慶一)

## 支部親睦旅行

実施日:令和6年12月7日(土)~12月8日(日)1泊2日

場所:四万温泉方面

宿泊先:やまぐち館 群馬県吾妻郡中之条町四万3876-1

参加会員数:33名(新入会員:4名)



この2日間の旅行では、群馬県を中心に歴史的な名所や自然の美しさを堪能し、地元の名物料理や温泉を楽しむことができました。1日目は柏駅西口を出発し群馬県へ向かいました。バスの中では恒例の自己紹介に加え参加者の普段見えない一面を覗く質問コーナーを設け、和気あいあいとした雰囲気の中で、順調に進みました。

最初に訪れたのは、渋沢栄一ゆかりの地である「旧渋沢邸・中の家」と「渋沢栄一記念館」です。ここでは、日本の近代化に大きく貢献した渋沢栄一の足跡をたどり、その業績や人生に

触れることができました。

昼食は群馬のソウルフードである「とりめし」で地元の味を堪能しました。その後、奥四万湖に立ち寄り、美しい景観を楽しみながら心を癒しました。

宿泊先の四万温泉やまぐち館では、ゆっくりと温泉に浸かり宴会を楽しみました。カラオケタイムでは初参加の先生方の芸達者さに皆様大盛り上がりでした。

2日目は、ホテルを出発し、まず「伊香保石段街」を散策しました。伊香保温泉の中心地であるこの石段街は、温泉情緒漂う街並みが魅力的です。続いて、台湾様式の美しいお寺「佛光山法水寺」に立ち寄り、台湾の文化を感じながら、心が落ち着くひとときを過ごせました。その後、「水沢観音」に参拝し、神聖な雰囲気の中で心を清めました。

昼食はもちもちとした食感が特徴の群馬名物「水沢うどん」を堪能しました。午後には「群馬まいたけセンター」に立ち寄り地元特産のまいたけの栽培過程を見学しました。

心も体もリフレッシュできる素晴らしい交流の場となりました。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。

来年も皆様のご参加を心よりお待ちしております。

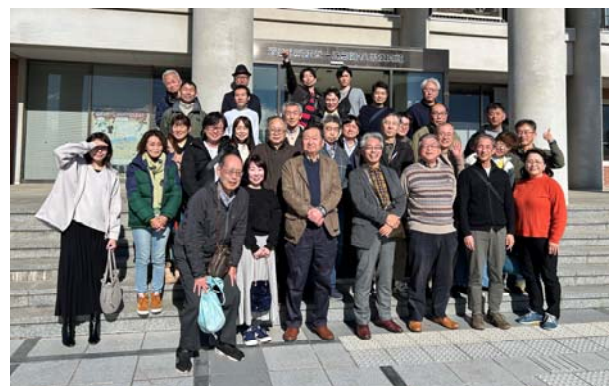
(親睦部 湯澤 国彦)

### 初めての支部旅行

【松尾 愛】

初めての支部旅行、最初は緊張していましたが出発直後のバスの中からワイワイと楽しく、あっという間に気持ちがほぐれました。

あちこち見学しながら、またはお酒を飲みながら(笑)たくさんの方と楽しくお話できる最高の時間でした。本当にありがとうございました！

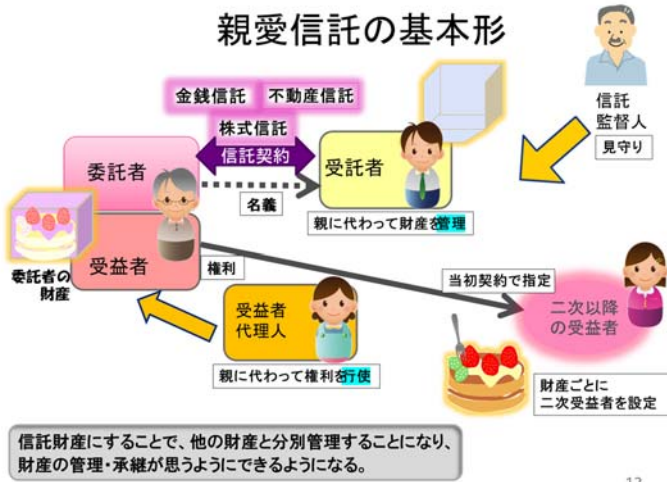


高橋先生による前号からの続きです。

## 「行政書士としての民事信託の取り組み」② 柏地区 高橋恒夫

『民事信託(親愛信託)の基本形』を次の図に示します。

## 親愛信託の基本形



12

### 【民事信託と遺言の効用の違い】

人の遺言の効用は、本人の判断能力があるときに、相続の発生をもって効力が発生し、一代限りの承継効果がありますが、認知症対策にはなりません。ただし、遺言は本人が元気であれば、何度でも書き換えができるメリットがあります。民事信託は、本判断能力があるときに生前、死後共に効用があり二次、三次と連続して受益者を本人が指定できる効果があります。また、信託契約において、受託者を解任することも或いは同意が必要とする定めも有効です。

信託金銭財産等に信託口座を開設すれば、倒産隔離機能が付随しているため、倒産、破産などから信託財産を守ることができますし、仮に受託者が先に死亡したとしても受託者の固有財産とは、分別管理されているため、受託者の相続財産とはなりません。

それでは、時系列に他の制度と民事信託制度の比較を図にて表します。

対策	対策できる期間			
	元気	認知症	死亡	次世代
遺言書作成	← 遺言書作成 →		● 死亡により効力が発生する	
成年後見制度		● 本人の財産を守る制度 自宅の売却は条件あり	● 本人が死亡すると成年後見制度は終了	
委任契約	← 委任契約 →		● 本人が死亡すると終了 ※死後事務委任契約は死亡後も存続	
贈与契約	● 生前贈与 (単発の手続き)		● 死因贈与 (単発の手続き)	
親愛信託	← 信託契約 →	● 元気なうちから管理等をまかせることができる	● 認知症になっても継続する	● 本人(委託者)が亡くなっても継続する
				● 次世代にわたって継続させることができる

### 【民事信託事例紹介】

- 信託提案の背景
  - 一昨年お父様が亡くなり現在母親が都内で一人

暮らし。88歳

- 娘が二人おり夫々家庭を持ち千葉県と都内で居住している。
- 娘の義理の母親が認知症に罹患して、相続手続きに大変ご苦労なされた経験があった。
- 今回は、その経験を教訓として生前対策をしたいとの要望。

### 『財産目録』

- 不動産: 都内の区分所有マンション (固定資産評価額17百万)
- 預貯金: 20百万・株式、国債14百万

### 『生前対策の提案』

- 認知症対策の信託契約
  - 公正証書遺言書作成
  - 相続税対策生命保険契約の提案
- ※今回は、任意後見契約や死後事務委任契約、尊厳死宣言公正証書は、身近に娘さん二人がおられるので、締結しないこととしました。

### 『今回の信託契約留意点』

- 相続人である娘さんの受益権のバランスをとること。
- 居住不動産を将来どうするか
- 想いのある株式、国債を信託に入れるか。
- 信託の関係者として娘さんの家族にバランスよく就任していただく事により将来争うことが内容に組成する事。
- 高齢の母親に信託の仕組みを理解してもらうこと。

## 信託契約の登場人物



### 『受益権割合と信託財産とする財産』

- 受益権割合: 娘各々1/2
- 信託財産: 自宅マンション実勢価格4千5百万程度 (信託契約中に処分し、現金化する。)
- 預貯金: 2千万円のうち1千万円

- ・ 株式と国債:国債は、満期が一年後のため追加信託財産とするか、生命保険
- ・ 株式は、父親の勤務先株式のため甥ごさんに遺贈する。

## 『信託口座』

- ・ どの金融機関に信託口座を作成するか
- ・ 委託者の取引先金融機関に打診
  - ①地元の〇〇信用金庫に打診するも拒否される。
  - ②取引先証券会社に打診するも金融信託財産が3千万円以上とのことで、断念
- ・ ネット銀行の〇〇銀行に打診し、
  - ①信託財産の下限なし
  - ②予備受託者の設置必至
  - ③受託者は、三親等以内で選択
  - ④口座開設費用 5.5 万円
  - ⑤倒産隔離機能あり
 以上の条件で、信託口座を某ネット銀行にて開設した。

## 『信託の終了』

- ・ 本信託は、以下の各号のいずれか一つでも該当した場合には、終了する。
  - (1)本信託財産が消滅したとき
  - (2)受託者と受益者又は受益者代理人との間において、信託の目的に照らして本信託を終了する旨の書面による合意があったとき
  - (3)受益者が不存在となったとき
  - (4)その他法令が定める終了事由に該当するとき

## 『清算』

1. 本信託が終了した場合、受託者が清算受託者として清算事務を遂行する。
2. 本信託が終了した時点において、受託者である個人が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始相当であるとの医師による診断を受けたときは、受益者又は受益者代理人若しくは信託監督人が清算受託者となる者を指定する。

## 『残余財産の帰属先』

1. 本信託が終了した場合、当該終了時点における残余の本信託財産(以下「残余財産」という。)について、以下に定めるとおり給付する。

- (1) 委託者甲が生存しているときは、委託者甲に帰属させる。
- (2) 委託者甲が死亡しているときは、第二次受益者に帰属させる。
- (3) 受益者が、不存在となったことにより本信託が終了したときは、その相続人に帰属させる。

## 『信託公正証書』

以上の事柄を骨格に某都内の公証役場にて、信託公正証書と遺言公正証書を締結し、現在運用中でございます。

(完)

## 新入会員の紹介



## ■ 轟 英明

- ①登録年月日 令和6年4月2日
- ②事務所の名称 サラーム行政書士事務所
- ③事務所所在地 流山市おおたかの森北二丁目51番地の16
- ④自己紹介 インドネシアに20年滞在して身につけたインドネシア語をベースに、これからますます増えるであろう在日インドネシア人たちと彼らを様々な形で受け入れる日本社会をつなぐ役割を果たしていきたいと思ひます。在留資格関係以外でも、インドネシアに何かしら関係することでしたらぜひ弊事務所までご相談ください。

## ■ 鎗田友理子

- ①登録年月日 令和6年5月17日
- ②事務所の名称 愛菜美行政書士事務所
- ③事務所所在地 野田市堤根287-8
- ④自己紹介 愛菜美行政書士事務所の鎗田友理子と申します。顔と名前を覚えるのがとても苦手という特技を持っています!!名刺交換を何度も求めてしまうと思ひますが、温かく見守っていただけたらと思ひます。地域の皆様の役に立てるよう色々な集まりに参加して勉強させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ■ 石戸隼人

- ①登録年月日 令和6年6月1日
- ②事務所の名称 しろくま行政書士事務所
- ③事務所所在地 松戸市上矢切1083-11
- ④自己紹介 消防分野に特化した行政書士事務所「しろくま

行政書士事務所」の石戸です。令和6年3月まで消防官として勤務し、消防法令違反に対する行政指導や行政処分を担当していました。その中で、消防法令違反の多くが消防法を十分に理解していなかったために起こる「意図しない違反」であることに気がきました。こうした「意図しない違反」を防ぎ、安心・安全な街づくりに貢献したいという思いから、消防分野に特化というニッチな行政書士事務所を開業しました。どうぞよろしく願いいたします。

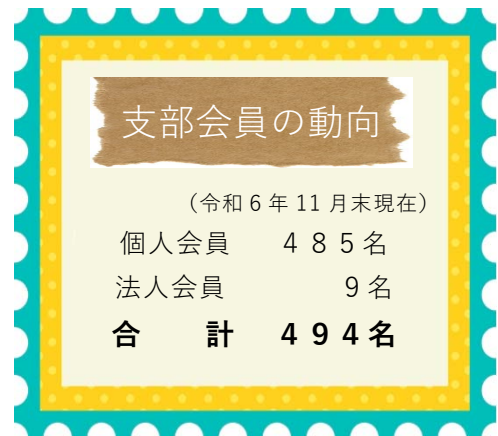


## ■ 正寶昌子

- ①登録年月日 令和6年8月15日
- ②事務所の名称 行政書士事務所しょうほう
- ③事務所所在地 流山市向小金2-207-16
- ④自己紹介 以前、ある行政書士の方にお世話になり、大変助かったことがあります。今考えると些細な案件だったかもしれませんが、親身に対応していただきました。私もこのように少しでもお役に立てるよう、誠心誠意努めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。

## ■ 野本裕二

- ①登録年月日 令和6年6月15日
- ②事務所の名称 のもと行政書士事務所
- ③事務所所在地 柏市布施新町1-1-9
- ④自己紹介 40年以上、部品関係の営業をやってきております。ビジネスなので利潤が必要なのは当然なのですが、この長い間、切った張ったの世界にいて なんとなく社会貢献、地域貢献をやりたいとおもいました。年齢は、十分シニアの域なのですが、まだボランティアではなく、お金をいただいて責任ある仕事をしてみたいということで、始めさせていただいております。いろいろ新しいことをやりたいという性格もあり、許認可関係、内容証明、定款変更、遺言、農地関係、委任契約 OSS 取次など幅広く手掛けようとして、冷や汗をかき、お客様関係者様にご心でお詫びしながら手探りでやり始めている状態です。どうぞよろしく願いいたします。



### 支部ホームページをリニューアルいたしました

新しいURL <https://tokatsu-gyosei.jp>

支部ホームページの会員ページをご覧くださいには、パスワードの入力が必要です。

パスワード:414510

なお、パスワードは毎年変更する予定です。(メルマガでお知らせします。) よろしく願いいたします。

## ■ 眞山義典

- ①登録年月日 令和6年6月15日
- ②事務所の名称 眞山行政書士事務所
- ③事務所所在地 柏市東3-8-28
- ④自己紹介 「ゆっくりはやく」を信条としております。特にシニア世代の各種「納め」に共感関心があり、種々実践していきたいと思っております。

(半田直子)

新年あけましておめでとうございます。一八六八年一月一日、新しい元号「明治」が宣言され日本は新しい時代へと歩みを進めました。旧一万円札福沢諭吉や新一万円札渋沢栄一、多くの先人らの功績で希望ある近代化へと出発しました。一方、昨年のノーベル平和賞は平和の尊さとその実現への努力を再認識させられるものでした。被爆国である日本として核兵器の恐怖を深く理解し、その悲劇を二度と繰り返してはならないと強く感じます。歴史に思いをはせることは私たちが過去の教訓を学び、未来への道しるべとするために重要です。法律家である行政書士一人ひとりが、平和な未来を作り上げていく力を持っていることを信じて進んでいきたいものです。この二〇二五年も皆様、世界にとって素晴らしい出発点となるよう願います。本年も、よろしく願いいたします。

編集後記